

一般事業主行動計画

社会福祉法人 篤星会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年5月1日 ～ 令和7年4月30日までの2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年5月～ 法人内規程の周知を行うとともに、対象者に個別の面談を行って制度の理解を深めてもらう。
- 令和5年5月～ 対象者には面談により育休復帰支援プランを策定する。
- 令和5年10月～ 必要により育児介護休業規程の見直しをする。

目標2：小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和5年5月～ 職員に対してニーズの調査等、検討開始
- 令和6年4月～ 制度を導入し運用を促進し、職員会議等による職員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均80%以上

<対策>

- 令和5年5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年10月～ 職員会議等での検討開始
- 令和5年10月～ 取得状況の取り纏め、取得促進の取り組み開始